

平成22年12月15日

指定管理者の指定について（練馬区立高野台敬老館）

1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立高野台敬老館の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

生活協同組合・東京高齢協

(2) 所在地

東京都豊島区南大塚二丁目42番7号

(3) 代表者

理事長 田中 学

3 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成22年4月26日 第1回指定管理者選定小委員会
（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議、施設実地調査の実施、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月17日 平成22年度第1回指定管理者選定委員会
（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価基準、指定の期間の審議、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

7月20日 企画・提案書作成要項配布、説明

8月20日	企画・提案書受付
9月1日	第2回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよび応募団体の評価、採点)
11月4日	平成22年度第3回指定管理者選定委員会 (応募団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、当該団体については、練馬区立高野台敬老館を運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。(審査結果は別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

収入に占める補助金・委託料収入の割合が低く、借入金が無いことから、利益を上げる力、資金力、借入金の返済能力、経営の安全性が優れており、長期的に安定した事業活動が可能であること。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程が整備されていること。情報公開規程が整備されていること。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規則を整備しており、それに基づく運用が行われていること。また、理事会・役員会の構成が親族等に偏らず適正であり、理事会・役員会は定期的に開催されていること。

(4) 運営能力

都内で老人福祉センター等を運営するなど、高齢者福祉分野において十分な実績があり、今後も安定した運営を行う能力を有していること。また、高野台敬老館の現指定管理者として十分な実績があること。

(5) 効率的運営・効率化への取組

介護支援専門員など高齢者ケアの知識や技術を持った職員を配置し、介護予防等に関する事業や相談も日常の業務の中で実施できること。また、入浴施設の清掃業務については、非常勤職員の配置により入浴サービスの無い日に徹底して行うなど、

無駄のない人員配置をしていること。

(6) 受託への熱意・意欲

現に利用している高齢者だけでなく、敬老館を知らない高齢者のニーズを掘り起こし、それにふさわしい事業を展開するなど、高齢者福祉の向上に貢献していく意欲があること。

(7) 施設管理の安全性への配慮

点検マニュアルに基づき日常的に確認を行うこと。防火訓練および緊急対応訓練を定期的実施するとともに、防火講習等の受講など危機管理に関する継続的な取組の提案があること。

(8) 施設管理運営体制

当該施設に関する区の計画・方針を理解し、同種の高齢者福祉施設を運営してきた法人のノウハウをいかす提案があること。

(9) 利用者への対応（接遇を含む）

利用者からの苦情については必ず回答するとともに、苦情対応規程を整備する提案があること。人権擁護や差別への取組について職員研修や勉強会に取り入れていること。

(10) 職員の育成

管理者と職員が個別面接し適切な指導と助言を行うことや、法人が主催する合同研修への参加などにより、職員の質の向上に努めていること。

(11) 団体の理念・姿勢

高齢期を人生の完成期として「最後まで自分らしく輝いて生きたい」との思いを実現することを支えあう協同組合であること。

(12) 区内事業者の活用・区民雇用の促進等

区内事業者を幅広く募り、活用に努める考えを持っていること。職員の採用に当たり、今後も、区民を優先的に雇用する考え方であること。

(13) 事業等の提案

高齢者ケアに十分な知識と技能を有する介護支援専門員を配して、介護予防等の事業を実施する提案があること。団塊世代を対象に、高齢者をサポートする人を養成する講座、社会貢献活動を支援する講座を実施する提案があること。

6 問い合わせ先

健康福祉事業本部高齢社会対策課管理係

電話 03-5984-1068

FAX 03-5984-1214

指定管理者選定（生活協同組合・東京高齢協）の審査結果（練馬区立高野台敬老館）

1 評価項目・評価基準（細目）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	3点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	3点
4 運営能力 (1) 同種の施設を運営するに足る能力の有無 (2) 既に運営している施設および事業の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	5点	4点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 事業計画と収支計画の適正性 (4) 経営努力に関する提案内容	5点	4点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案内容	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	6点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (4) 併設施設との連携	10点	6点
9 利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	3点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	3点
12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等 (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (3) 区内の高齢者および障害者の雇用 (4) 物品の区内業者からの調達	15点	12点
13 事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 介護予防事業の提案内容	15点	12点
合 計	100点	72点